
第2回 日吉津村議会定例会会議録〔第5回〕

令和元年6月21日（金曜日）

議事日程（第5号）

令和元年6月21日 午後1時30分 開議

日程第 1 陳情第 5 号 ハンセン病元患者家族に対する救済を求める決議の陳情について

（教育民生常任委員長審査報告）

日程第 2 陳情第 7 号 地方財政の充実・強化を求める陳情について

（教育民生常任委員長審査報告）

日程第 3 陳情第 8 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、
2020年度政府予算に係る意見書採択の陳情書について

（教育民生常任委員長審査報告）

日程第 4 陳情第 10 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の充実を求める意見書」の採択を求
める陳情書について

（総務経済常任委員長審査報告）

日程第 5 陳情第 11 号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての
陳情について

（総務経済常任委員長審査報告）

日程第 6 陳情第 12 号 汚染土および放射性物質等の持ち込み拒否に関する条例の制定の陳情に
ついて

（総務経済常任委員長審査報告）

日程第 7 議案第 21 号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 22 号 日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 23 号 日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につ
いて

日程第 10 議案第 24 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第2回）について

日程第 11 発議第 6 号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

日程第 12 発議第 7 号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について

日程第 13 発議第 8 号 核兵器禁止条約の日本政府の調印と批准を求める意見書について

日程第 14 発議第 9 号 日吉津村議会行財政調査特別委員会の設置について

日程第 15 日吉津村議会行財政調査特別委員会委員の選任について

日程第 16 日吉津村議会行財政調査特別委員長、副委員長の互選結果の報告について

日程第 17 議員派遣の件について

日程第 18 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 19 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 20 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 21 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 陳情第 5 号 ハンセン病元患者家族に対する救済を求める決議の陳情について
(教育民生常任委員長審査報告)

日程第 2 陳情第 7 号 地方財政の充実・強化を求める陳情について
(教育民生常任委員長審査報告)

日程第 3 陳情第 8 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、
2020年度政府予算に係る意見書採択の陳情書について
(教育民生常任委員長審査報告)

日程第 4 陳情第 10 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の充実を求める意見書」の採択を求める陳情書について
(総務経済常任委員長審査報告)

日程第 5 陳情第 11 号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての
陳情について
(総務経済常任委員長審査報告)

日程第 6 陳情第 12 号 汚染土および放射性物質等の持ち込み拒否に関する条例の制定の陳情について

(総務経済常任委員長審査報告)

- 日程第 7 議案第 21 号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 22 号 日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 23 号 日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 24 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 2 回）について
- 日程第 11 発議第 6 号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 日程第 12 発議第 7 号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について
- 日程第 13 発議第 8 号 核兵器禁止条約の日本政府の調印と批准を求める意見書について
- 日程第 14 発議第 9 号 日吉津村議会行財政調査特別委員会の設置について
- 日程第 15 日吉津村議会行財政調査特別委員会委員の選任について
- 日程第 16 日吉津村議会行財政調査特別委員長、副委員長の互選結果の報告について
- 日程第 17 議員派遣の件について
- 日程第 18 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 19 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 20 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 21 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

1番 長谷川 康 弘	2番 山 路 有
3番 橋 井 満 義	4番 三 島 尋 子
5番 松 本 二三子	6番 河 中 博 子
7番 前 田 昇	8番 松 田 悅 郎
9番 加 藤 修	10番 井 藤 稔

欠席議員（なし）

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 高 森 彰 書記 ----- 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 -----	中 田 達 彦	総務課長 -----	高 田 直 人
住民課長 -----	清 水 香代子	福祉保健課長 -----	小 原 義 人
建設産業課長 -----	益 田 英 則	教育長 -----	井 田 博 之
教育課長 -----	松 尾 達 志	会計管理者 -----	西 珠 生

午後 1 時 30 分 開議

○議長（井藤 稔君） 皆さん、こんにちは。6月定例会もいよいよ本日最終日となりました。

本日は討論採決であります。ただいまの出席議員数は、10名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 陳情第5号

○議長（井藤 稔君） 日程第1、陳情第5号ハンセン病元患者家族に対する救済を求める決議の陳情についてを議題といたします。本陳情は本会議において教育民生常任委員会に審査を付託していますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

松田委員長。

○教育民生常任委員長（8番 松田 悅郎君） 教育民生常任委員長の松田です。ただいまより、陳情審査報告を行います。教育民生常任委員会に付託されました陳情第5号を、6月14日9時から議会委員会室におきまして、審査を行いました。出席議員は敬称を略させていただきます。河中、山路、加藤、松本、松田の常任委員5人で慎重審議行いその審査経過と結果を報告いたします。陳情第5号はハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出を求める陳情につきましては賛成多数で趣旨採択となりました。

審査の経緯につきましては、患者への謝罪と補償は終わっているが、家族を考えると世間から多くの被害を受けてるので謝罪と補償を行うべきだ。2001年には患者に対して謝罪と補償は終わっている。家族に対しては同情できる部分もあるが、家族にも謝罪と補償をすれば他の事例にも影響する。本人に謝罪と補償はされているのに、さらに家族まで謝罪と補償をせよとあるが、気持ちはわかるがそれをどこまで広げるのかが問題である。政府はうつらない病気なのにうつる病気であると広めたことで、それにより差別があったことが問題である。

以上、患者に対しての謝罪と補償は当然であるが、家族に対しては他の事例も影響するとの意見が多く賛成多数で趣旨採択すべきとなりました。以上報告終わります。

○議長（井藤　稔君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤　稔君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は審査結果に対する反対討論から行っていただきます。討論はありませんか。三島議員。

○議員（4番　三島　尋子君） 4番、三島です。陳情第5号、ハンセン病元患者家族に対する救済を求める決議の陳情について、委員長報告は趣旨採択でした。わたくしは採択の立場で討論します。元患者家族による集団訴訟に対する判決が近く出される予定です。集団訴訟のきっかけとなったのは2015年の鳥取地裁裁判所が、裁判が隔離政策を国が続けたため、患者の子は潜在的な感染者という偏見や差別にさらされてきたと指摘し、家族への差別に対し、国の責任を認める初めての司法判断を示したことにあります。

政府は家族に被害が及んだという面があったにせよ、それは隔離政策によるものではなく、昔から社会に根づいていた偏見の目であるとして、患者と同じ偏見、差別があったとは認められないと主張しています。政府の主張していることは理屈が通らないとわたくしは考えます。

ハンセン病患者の家族についていえば、患者を隔離する政策がなかったら患者家族に対する偏見の目があったとしても、差別実態に示しているような深刻で広範囲に広がった差別はなかつたのではないかと思われます。陳情が求めているように、被害を直視し患者家族に対するのと同じように謝罪、賠償すべきと考えます。控訴時効成立直前に提訴された、止むに止まれぬ家族の皆さんの気持ちを受け止め、国が主張を変えることを求めてわたくしたちは行動し、今議会で採択する意見書を提出するべきと思います。皆さんの賛同をお願いいたします。

○議長（井藤 稔君） 続いて委員長報告に対する賛成討論を行います。討論はありませんか。

松本議員。

○議員（5番 松本 二三子君） 5番、松本です。わたしは陳情第5号ハンセン病元患者家族に対する救済を求める決議の陳情についての委員長報告に対し、賛成の立場で討論させていただきます。

明治6年に、ノルウェーの医師ハンセン氏より発見されたらしい菌は感染力が弱く、ハンセン病は非常にうつりにくい病気であるにも関わらず、恐ろしい伝染病であると考えられ、患者は各地で隔離され強制収容も続けられました。国の責任を問う入所者による裁判が行われたのも平成に入ってからです。陳情第5号は、政府はハンセン病元患者だけではなく、家族への被害も認め謝罪と賠償をすべきであるというものです。伝染病であるという間違った情報などから、偏見や差別の対象とされた家族への被害は認めるべきと考えます。

しかし、賠償をとなると他の事象へ影響が出てくるのではないか、家族というのをどこまで広げていくのかという意見も十分に理解できました。以上の点から、趣旨採択という委員長報告に賛成とさせていただきます。皆さんのご賛同をよろしくお願ひいたします。

余談になりますが、陳情書の中に、現在厚生労働省が発行している中学生向け啓発パンフレットには、入所者や社会復帰者、その家族への偏見と差別について記述されており、政府自身が家族被害を認めていましたとありました。

日吉津の子どもたちも通っている箕蚊屋中学校では、2年生からハンセン病に関する学習を進め、3年生での修学旅行で岡山県にある国立療養所の長嶋愛生園に赴き、学習を深めているそうです。多感な中学生の時に活字や写真だけではなく、自分の目で見て、触れて、正しい知識を身につけられる機会があることを伺い、大人として少し安心したところです。以上で終わります。

○議長（井藤 稔君） 以上で松本議員の討論を終わります。ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから本陳情に対する採決を行います。委員長報告は趣旨採択です。原案に対して採決をいたします。本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（井藤 稔君） 起立少数と認めます。したがって陳情第5号は不採択とすることに決定しました。

日程第2 陳情第7号

○議長（井藤 稔君） 日程第2、陳情第7号地方財政の充実・強化を求める陳情書についてを議題といたします。本陳情は、本会議において教育民生常任委員会に審査を付託していますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

松田委員長。

○教育民生常任委員長（8番 松田 悅郎君） 教育民生常任委員長の松田です。陳情審査報告を行います。ただいまから陳情第7号報告を行いますが、場所、出席議員は省略をさせていただきます。陳情第7号、地方財政の充実・強化を求める陳情は全会一致で採択となりました。

陳情審査に入る前に日吉津村職員労働組合の橋田さんより、新たな陳情3件を含め、10項目の内容と趣旨について説明を伺いました。審査の経緯につきましては、まず今年度から森林環境譲与税が地方に配分される中で、人口が少ない地方には不利な配分されるとあるが、現在森林環境税も収めているし、本村には森林がないが公園整備として配分されたい。

次に、森林環境税は下流域でおいしい水が飲めることで採択したのに、譲与税配分で人口割が多いのはどうかと思う。次に資金がある地方自治体には、地方交付税を減額するような安易な流れはやめるべきである。次に、陳情は繰り返し継続的に訴えていくことが重要である。

以上、陳情の中でもち・ひと・しごと・創生事業の財源確保など10項目は採択すべきであるとの声が多く、全会一致で採択すべきとなりました。以上報告を終わります。

○議長（井藤 稔君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。陳情第7号の質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので質疑を終わります。これから討論に入ります。討論はありませんか

[討論なし]。

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから陳情第7号を採決します。本陳情に対する委員長報告は採択すべきものであります。委員長報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって陳情第7号は委員長報告のとおり採択す

ることに決定いたしました。

日程第3 陳情第8号

○議長(井藤 稔君) 続きまして日程第3、陳情第8号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の陳情書についてを議題といたします。

本陳情は本会議において教育民生常任委員会に審査を付託しております。教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

松田教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長(8番 松田 悅郎君) 教育民生常任委員長の松田です。ただいまから陳情査報告を行います。時間、出席委員名は省略します。陳情第8号は教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるため、2020年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情については全会一致で採択となりました。

審査の経緯にきましては、教育費は地方の中でも格差があるし、その格差をとめるのは国からの補助金を考えるべきであるので引き続き、続けることが重要である。次、本当の教育を行うには時間とお金が必要である。以上、これからも教育の重要性を訴え続けるべきであるとの声が多く、全会一致で採択すべきとなりました。

以上報告を終わります。

○議長(井藤 稔君) 報告が終わりましたので委員長報告に対する質疑を行います。陳情第8号の質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長(井藤 稔君) 質疑がないようですので質疑を終わります。これから討論に入ります。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長(井藤 稔君) 討論がないようですので討論を終わります。これから陳情第8号を採決します。本陳情に対する委員長報告は採択すべきものであります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長(井藤 稔君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は委員長報告のとおり、無

採択することに決定いたしました。

日程第4 陳情第10号

○議長（井藤 稔君） 日程第4、陳情第10号「最低賃金の改善と中小企業支援の充実を求める意見書」採択を求める陳情書についてを議題とします。本陳情は本議会において総務経済常任委員会に審査を付託しております。総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（3番 橋井 満義君） 総務経済常任委員長の橋井です。本定例会において総務経済常任委員会に付託されました陳情第10号について、その審査結果と経過について報告を申し上げます。総務経済常任委員5名、敬称は略させていただきます。三島、前田、長谷川、井藤、そして委員長の橋井5名でございます。庁舎内におきまして、本委員会を開催いたし、陳情第10号について審査をいたしました。本陳情につきましてはお手元に配布のとおり、審査の結果といたしまして、趣旨採択ということにしております。結果といたしましては採択すべきは2、趣旨とすべきが2ということで意見が割れたところでありますと、委員長採決により趣旨採択3とし、趣旨採択として審査結果を報告させていただきます。

採択すべきという意見の中では、やはり採択をし、意見書を上げることにより一つの啓発として賃金改正をやっていくべきであるという意見もございました。そして表題の最低賃金の改善をすることと、中小企業の支援の拡充を求める意見書を上げ、その趣旨は十二分に理解できるし、本旨にそぐべきであると、そして採択とすべきであるという意見がございました。そしてその本陳情の中の意見書の記載の中に、その企業との関連性、そして内容についての中小企業との関連性や、保険料負担の税の内容等でやはり一つの課題がここにはあるのではないかということでありましたので、この部分をくみながら趣旨とすべきが妥当であるという意見で割れたところでありました。結果、趣旨採択とすべきであるということで報告させていただきます。

○議長（井藤 稔君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。陳情第10号の質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

三島議員。

○議員(4番 三島 尋子君) 4番、三島です。陳情第10号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情について、委員長報告は趣旨採択でした。わたくしは委員長報告に反対し、採択の立場で討論いたします。

地域からの好循環を実現するためには、購買力をあげなければなりません。そのためには最低賃金の改善と、中小企業策の拡充が必要です。陳情でも指摘しているように、非正規労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が年収200万円以下のワーキングプア、働く貧困層といわれています。低賃金で不安定な仕事にしか就労できず、自立も出産もできない人が増えて、少子高齢化がますます進行し、親の貧困が子どもたちの成長、発達を阻害するという貧困の連鎖も社会問題化しております。

2018年改訂で、地域別最低賃金は最も高い東京で、時給985円、本県は762円で最低から2番目です。毎日フルタイムで働いても、年収が1人120万円から150万円、これでは人間らしいまともな生活、健康で文化的な最低限度の生活には程遠いでしょう。また、地域間格差も大きく、東京都と本県では同じ仕事をしても、時給で223円もの格差があります。若い労働者の都市部への流出を招いているのではないかでしょうか。中小企業への支援は政府が国の責任として具体的支援策を拡充、実施し、最低賃金を引き上げる必要があります。そして人間らしく生活できる水準の最低賃金、地域間格差を是正し、全国一律最低賃金制への改正と金額の引き上げが必要です。男女賃金の格差、また、正規と非正規労働者の賃金格差も当然なくすべきです。最低賃金を引き上げることは、すべての労働者の賃金を引き上げる重要なことだと考えるのです。以上、討論いたします。皆さんのご賛同よろしくお願いをいたします。

○議長(井藤 稔君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井藤 稔君) 討論がないようですので、討論を終わります。これから陳情第10号を採決します。本陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。ここでは、原案について、採決いたします。本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[起立少数]

○議長(井藤 稔君) 起立少数と認めます。したがって、陳情第10号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第5 陳情第11号

○議長（井藤 稔君） 日程第5、陳情第11号、核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての陳情についてを議題といたします。本陳情は、本会議において総務経済常任委員会に審査を付託しておりますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井委員長。

○総務経済常任委員長（3番 橋井 満義君） 総務経済常任委員長の橋井です。本定例会において総務経済常任委員会に付託をされました陳情第11号、核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての陳情、本委員会で審議を行いました。その中の結果におきましては、採択すべきが3、そしてこれが趣旨とするものが1ということで意見が割れたところでございます。しかしながら、採択多数であり、採択すべきということで審査結果を報告させていただいております。

審査の内容の概略でございますが、陳情の項目は日本政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書を提出されたし、という陳情の内容がありました。この中でやはり採択すべき多くの意見は、やはり唯一の被爆国であるわが国が先んじて署名を行い、一つの活動を行うのが適切であるという意見が多くを占めたところです。そして趣旨とすべきという意見の中では、やはり地方議会の役割と国との関係、そして核の抑止力について本旨については理解と趣旨は理解できるという意見であり、趣旨採択とすべきであるという意見があったところであります。

つきましては、採択すべきが3、趣旨とすべきが1であるということから採択すべきということでご報告をさせていただきます。以上であります。

○議長（井藤 稔君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。これから討論を行います。
討論はありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。陳情第11号、核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての陳情について、委員長報告は採択でした。わたくしは委員長報告に賛成し、採択の立場で討論いたします。本陳情は日本政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書を本議会として提出することを求めるものです。

核兵器禁止条約は画期的なもので、核兵器廃絶は唯一の被爆国である日本国民や、被爆者の方々の悲願であります。条約の内容は核兵器の開発、実験、生産、製造及び保有、貯蔵さらにその使用と使用の威嚇を禁止し、条約締結国に対し、自国の領域または自国の管轄、もしくは管理の基にあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備することを禁止するものです。ここに至るまでに、文章や言葉では言い尽くせない犠牲がありました。原爆投下によって、死亡した人の数は正確にはわかつておりません。原爆投下で亡くなられた方、被爆者の方々、被爆二世、三世の方々、被爆の苦しみは今もなお、世界の核諸国民を苦しめております。であるからこそ、核兵器禁止条約に賛同し国連会議で加盟国の3分の2の国々の賛成で採択されたのであります。

長崎市で被爆者の代表の方があなたはどこの国の総理ですか、わたしたちをあなたは見捨てるのですかと安倍総理におっしゃいました。日本は世界で唯一の被爆国です。日本政府はこの被爆の苦しみから生み出された核兵器禁止条約に調印し批准することは当然です。6月17日現在、395の自治体で日本政府に求める意見書が採択されております。日本は唯一の被爆国として世界をリードしていく立場にあります。今議会で採択し、意見書を提出すべきです。1985年6月26日、日吉津村議会は核兵器廃絶、平和の村宣言を決議していることを申し述べ、討論といたします。

○議長（井藤 稔君）ほかに討論はありませんか。

[「なしと呼ぶ者あり」]

○議長（井藤 稔君）ほかにないようですので、討論を終わります。

これから陳情第11号を採決いたします。本陳情に対する委員長の報告は採択するということでした。したがって、原案について採決をいたします。本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（井藤 稔君）起立少数と認めます。したがって、陳情第11号は、委員長報告は採択するということでしたが、原案に対する起立は少数でございました。そういうことで不採択することに決定いたしました。

日程第6 陳情第12号

○議長（井藤 稔君）日程第6、陳情第12号、汚染土及び放射性物質等の持ち込み拒否に関する条例の制定の陳情についてを議題とします。本陳情は本会議において総務経済常任委員会に審

査を付託していますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井委員長。

○**総務経済常任委員長（3番 橋井 満義君）** 総務経済常任委員長の橋井です。本会議定例会において総務経済常任委員会に付託されました陳情第12号について審査の結果と経過をご報告させていただきます。本陳情は汚染土及び放射性物質等の持ち込み拒否に関する条例の制定の陳情であります。本陳情については当自治体についても条例を制定し、そして汚染物を持ち込まないということの意見書を出せ、云々ということではございません。あくまでも条例の制定に向けてお願いをしますということの趣旨でございます。

本陳情の内容でさまざまな内容を審査審議をいたしました。やはり内容の部分に言及すれば、さまざまなこの危険物の放射性物質の、100ベクレルから80倍にあたる8000ベクレルの云々という幅の広い部分であると、こういう安全性の許容確認すら実態のできない自治体もあるということであります。

添付書類の中には、各採択をされました陳情の趣旨をくんで条例化された町の添付書類も付加されてはおりますが、当委員会といたしましては、これにつきましてはさらなる調査研究が必要であるという趣旨のもとで、本陳情についてはさらなる継続を審査をし、慎重にやっていくべきであるということで、全会一致で継続審査ということにいたしましたので、ご報告をさせていただきます。以上でございます。

○**議長（井藤 稔君）** 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（井藤 稔君）** 質疑がないようで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（井藤 稔君）** 討論がないようですので、討論を終わります。これから陳情第12号を採決します。本陳情に対する委員長の報告は継続審査とすべきものであります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（井藤 稔君）** 異議なしと認めます。したがって、陳情第12号は委員長報告のとおり、継続審査とすることに決定いたしました。

日程第 7 議案第 21 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 7、議案第 21 号日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから議案第 21 号を採決します。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 21 号は原案のとおり、可決されました。

日程第 8 議案第 22 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 8、議案第 22 号日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから議案第 22 号を採決します。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 22 号は原案のとおり、可決されました。

日程第 9 議案第 23 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 9、議案第 23 号日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員(4番 三島 尋子君) 4番、三島です。わたくしは議案第23号日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について反対討論をいたします。提案された理由は、し尿処理手数料について周辺の市町が、消費税の改定に伴って改定することを受け、同一業者による実施区域の均衡をはかるため改正するとの説明がございました。改定金額は、消費税8パーセントを10パーセントへの増税分2パーセントで、し尿18リットル当たり219円を223円に引き上げるとしています。

下水道使用料につきましては、これまで10年間特例条例により、使用料の10パーセントの減額を実施してきました。昨年10月この10パーセントの減額を、今後3カ年で正規の使用料に戻していくことが決まっています。現在6パーセント減額を32年4月までとし、32年5月から33年4月までは2パーセントとする特例条例がございます。この日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正により、し尿処理手数料を引き上げることは、件数や金額の問題ではなく、住民に対する公平施策と考えます。よって、議案23号は否決するべきと考え反対討論といたします。

○議長(井藤 稔君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井藤 稔君君) 討論がないようですので、討論を終わります。これから議案第23号を採決します。

この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます

[起立多数]

○議長(井藤 稔君) 起立多数と認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり、可決されました。

日程第10 議案第24号

○議長(井藤 稔君) 日程第10、議案第24号令和元年鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第2回)についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井藤 稔君君) 討論がないようですので、討論を終わります。これから議案第24号を採決します。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 24 号は原案のとおり、可決されました。

日程第 11 発議第 6 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 11、発議第 6 号地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

松田教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（8 番 松田 悅郎） 教育民生常任委員長の松田です。発議第 6 号、日吉津村議会議長井藤稔様、提出者教育民生常任委員長松田悦郎。地方財政の充実・強化を求める意見書、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 7 項及び会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。地方財政の充実・強化を求める意見書案につきましてはお手元をご覧いただけ内容は省略をさせていただきます。

意見書案、以上は地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。令和元年 6 月 21 日日吉津村議会。提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣、地方創生規制改革担当、それから内閣特命担当大臣として経済財政政策担当、以上であります。

○議長（井藤 稔君） 報告が終わりましたのでこの際質疑・討論はないものとし、これから発議第 6 号を採決致します。本発議は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、発議第 6 号は原案のとおり、可決されました。

日程第 12 発議第 7 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 12、発議第 7 号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

松田教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（8 番 松田 悅郎君） 発議第 7 号、日吉津村議会議長井藤稔様、提出者、

教育民生常任委員長松田悦郎。教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 7 項及び会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案につきましては、お手元をご覧いただき内容は省略いたします。地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。令和元年 6 月 21 日、鳥取県西伯郡日吉津村議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、以上であります。

○議長（井藤 稔君） 説明が終わりました。この際質疑討論はないものとし、これから発議第 7 号を採決いたします。本発議は原案のとおり、意見書を提出することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、発議第 7 号は原案のとおり、意見書を提出することに決定いたしました。

日程第 13 発議第 8 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 13、発議第 8 号を採決いたします。この採決は起立によって行いたいと思います。意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

[「議長もう一度」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 橋井議員。

○議員（3 番 橋井 満義君） 発議第 8 号についてのこれの取り扱いについて説明をもう一度お願いします。

○議長（井藤 稔君） これは先ほど採択になった件であります。これからその発議につきまして採決をいたしたいと思いますのでよろしくお願いします。

しばらく休憩をします。

午後 2 時 24 分 休憩

午後 2 時 28 分 再開

○議長（井藤 稔君） 再開します。先ほどの発議第 8 号につきましては、先般の議会でもあったとおり、この意見書については再度議決を求めるという形になっております。先ほどの審査の経過の中で、不採択になっておりますが、再度意見書の提出についても皆さんの賛否を問いたいと

思います。ということあります。それでこの意見書について提出しないことといたしたいと思
いますが、ご異議ありませんか。

[「流れがちょっと違う」と呼ぶ者あり]

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、意見書は提出しないこととさせてい
ただきます。流れの件については後程説明させていただきます。

日程第 14 発議第 9 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 14 発議第 9 号日吉津村議会行財政調査特別委員会の設置につい
てを議題といたします。地方自治法第 109 条委員会条例第 5 条の規定により議長から提案をいた
します。お手元に配布のとおり、行財政調査について議員全員をもって構成する日吉津議会行財
政調査特別委員会を設置することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、本件については議員全員をもって構
成する日吉津村議会行財政調査特別委員会を設置することに決定いたしました。

日程第 15 日吉津村議会行財政調査特別委員会委員の選任について

○議長（井藤 稔君） 日程第 15、日吉津村議会行財政調査特別委員会委員の選任についてを議
題といたします。ただいま設置されました日吉津村議会行財政調査特別委員の選任については、
議員全員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、行財政調査特別委員会委員は議員全
員を選任することに決定いたしました。それでは先ほどの特別委員会の選任に伴い、委員長及び
副委員長互選のため委員会をお開き願いたいと思います。

休憩いたします。

午後 2 時 34 分 休憩

午後 2 時 35 分 再開

日程第 16 日吉津村議会行財政調査特別委員長、副委員長の互選結果の報告について

○議長(井藤 稔君) 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第 16、日吉津村議会行財政調査特別委員長、副委員長の互選結果の報告を行います。

休憩中に開かれました行財政調査特別委員会におきまして、特別委員選任に伴います委員長及び副委員長の互選が終われました。その結果、委員長に河中博子議員、副委員長に橋井満義議員以上のとおり決定しましたので報告いたします。

日程第 17 議員派遣の件について

○議長(井藤 稔君) 日程第 17、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配布しましたとおり、派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井藤 稔君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

日程第 18 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長(井藤 稔君) 日程第 18、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。総務経済常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規程によりお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。県外での調査ですので総務経済常任委員長の説明を求めます。

橋井委員長。

○総務経済常任委員長(3番 橋井 満義君) 総務経済常任委員長の橋井です。ただいま本議案となりました継続調査の申し出についてご報告させていただきます。閉会中の継続調査申出書、本委員会は下記の事件について、閉会中の継続調査とすることに決定したので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

本定例会において継続審査となっております陳情第 12 号の汚染土及び放射性物質等の持ち込み拒否に関する条例の制定の陳情についての取り扱いでございます。これらにつきましては、審査日程が不足のため、次期定例会まで審査をする必要性があるということが 1 件でございます。

そして、調査事件といたしまして県外視察調査であります。移住定住施策について、そして地域コミュニティの施策についてでございます。調査地については石川県方面で、調査期間については令和元年7月下旬を予定をしております。経費につきましては予算の範囲内としております。

日吉津村議会議長井藤稔様、総務経済常任委員長橋井満義。

以上のとおり、本日をもって提出をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（井藤 稔君） 説明が終わりました。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第19 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（井藤 稔君） 日程第19、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題いたします。教育民生常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規程によりお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。県外での調査ですので、教育民生常任委員長の説明を求めます。

松田委員長。

○教育民生常任委員長（8番 松田 悅郎君） 令和元年6月21日、日吉津村議会議長井藤稔様、教育民生常任委員長松田悦郎。閉会中の継続調査の申し出書、本委員会は下記の事件について閉会中の継続調査とすることに決定をいたしましたので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

調査事件についてでありますが、子育て支援について、教育・文化についてであります。調査地は長野県方面、調査期間は、令和元年8月中下旬で経費は予算の範囲内であります。以上報告終わります。

○議長（井藤 稔君） 説明が終わりました。お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中

の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 20 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（井藤 稔君）　日程第 20、広報広聴常任委員会閉会中の継続調査についてを議題といたします。広報広聴常任委員長から、所管事務のうち会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りいたします、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（井藤 稔君）　異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 21 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（井藤 稔君）　日程第 21、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。議会運営委員長から臨時議会を含む次期の議会運営について会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君）　異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（井藤 稔君）　以上で本定例会に付議されました議案はすべて終了いたしました。これをもって会議を閉じ、令和元年第 2 回日吉津村議会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 42 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議長

署名議員

署名議員